

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 校務（第4条）
- 第3章 入校、休学、退校及び卒業（第5条－第7条）
- 第4章 教務（第8条－第16条）
- 第5章 学生（第17条－第18条の2）
- 第6章 賞罰（第19条・第20条）
- 第7章 雑則（第21条－第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）第24条の規定に基づき、島根県警察学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（校長の任務）

第2条 島根県警察学校長（以下「校長」という。）は、学校教養において、職務に直結した教育訓練が効果的に行われるよう努めなければならない。

（教職員及び学生の基本的な心構え）

第3条 教職員及び学生は、互いに敬愛の姿勢を保持し、常に自己啓発に励み、学校教養の効果が上がるよう努めなければならない。

第2章 校務

（教職員会議）

第4条 校長は、必要により副校長、主任教官、校長補佐、教官及び助教の会議（以下「教職員会議」という。）を開き、学校運営の統一及び刷新を図らなければならない。

2 前項の会議を開いたときは、教職員会議録（様式第1号）に、その状況を記載しておかななければならない。

第3章 入校、休学、退校及び卒業

（入校）

第5条 入校する学生は、次に掲げるものとする。

- (1) 初任科生
- (2) 初任補修科生
- (3) 一般職員初任科生
- (4) 巡査部長任用科生
- (5) 一般職員主任任用科生
- (6) 警部補任用科生
- (7) 一般職員係長任用科生
- (8) 部門別任用科生
- (9) 専科生

(休学、退校)

第6条 学生は、病気その他の事情により、長期にわたって欠講しようとするときは、校長の許可を受けて休学することができる。

2 校長は、前項に規定する休学の期間が入校期間の3分の1以上にわたる学生に対しては、関係所属長と協議の上、警察本部長（以下「本部長」という。）の指示を受け退校を命ずることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、校長は、心身の故障のため、学校生活に支障があり、引き続き入校することが適当でないと認められる学生に対しては、関係所属長と協議の上、本部長の指示を受け退校を命ずることができる。

4 校長は、退校を命じたときは、速やかにその旨を当該学生の所属長に通知しなければならない。

(卒業)

第7条 校長は、修業課程を修了した学生に、卒業証書又は修了証書（様式第2号）を授与するものとする。

第4章 教務

(教育訓練)

第8条 校長は、警察庁が示す採用時教養実施要綱に基づき本部長が定めた教授細目（以下「教授細目」という。）により教育訓練を行わなければならない。

(教養実施計画等)

第9条 校長は、教授細目に従って教養実施計画を立て、かつ、各週の授業時間割を作成するものとする。

2 前項の授業時間割は、授業予定表（様式第3号）によって行うものとする。

(担当科目)

第10条 校長は、教職員に対し、担当科目を指定するものとする。

(日課時限)

第10条の2 学校における教育訓練は、日課時限表（別表）によるものとする。ただし、これにより難いと校長が認めたときは、この限りでない。

(部外講師)

第11条 校長は、学生の教育訓練上必要のあるときは、警察部外の講師を委嘱することができる。

2 前項の規定により委嘱した講師に学生の教育訓練を依頼しようとするときは、講師依頼伺（様式第4号）により本部長の決裁を受けるものとする。

(試験)

第12条 校長は、学生の学業成績の状況を把握するため、試験を行うものとする。ただし、初任科及び初任補修科以外の課程にあっては、これを省略することができる。

2 試験の科目は、学科試験及び術科試験とする。

3 試験の方法は、校長が別に定める。

(行動評定)

第13条 校長は、初任科及び初任補修科の学生の勉学及び勤務の態度、寮生活の状況等平素の行動についての評定（以下「行動評定」という。）をしなければならない。

(総合成績)

第14条 校長は、初任科及び初任補修科の学生の学科試験、術科試験及び行動評定の評価を基に、総合成績を決定するものとする。

2 前項の評価方法は、校長が別に定める。

(成績の通知)

第15条 校長は、初任科又は初任補修科の学生が卒業するときは、在校中における成績を、初任科成績通知票又は初任補修科成績通知票（様式第5号）により当該学生が所属する所属長に通知しなければならない。

(学籍簿)

第16条 校長は、初任科及び初任補修科の学生の学籍簿（様式第6号）及び成績表（様式第7号）を作成するものとする。

第5章 学生

(全寮制)

第17条 学生は、すべて校内の寮に寄宿しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある者は、校長の許可を受けて通学することができる。

(総代等)

第18条 各科に、総代及び副総代を置く。

2 総代及び副総代は、校長が任命する。

3 総代及び副総代は、教職員と学生との連絡に当たり、かつ、学生を統率して規律の保持及び親和融合に努めなければならない。

(当直勤務等)

第18条の2 校長は、教育訓練の目的を達成するため、学生に当直、寮当番等の勤務を命ずることができる。

2 前項の勤務要領は、校長が別に定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第19条 学生の表彰は、島根県警察における表彰に関する訓令（昭和63年島根県警察訓令第16号）に基づき行うものとする。

2 学生の表彰について必要な事項は、校長が別に定める。

(処分)

第20条 学生の処分は、次に掲げる区分による。

(1) 退校

(2) 謹慎

(3) 訓戒

2 前項第1号の退校処分は、校長が本部長の指示を受け、命ずることができる。

3 学生の処分について必要な事項は、校長が別に定める。

第7章 雑則

(図書整備)

第21条 校長は、学生及び島根県警察職員の研修の用に資するため図書を整備し、その活用を図らなければならない。

2 図書室の運営について必要な事項は、校長が別に定める。

(施設の使用)

第22条 校長は、学生の教育訓練上及び施設管理上支障がないと認めるときは、警察業務のため学校施設を使用させることができる。

2 前項の使用に当たっては、当該使用者に、施設使用願(様式第8号)を記載させるものとする。

(校長への委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、学校運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和43年11月27日から施行する。

2 島根県警察学校規程(昭和37年島根県警察訓令第13号)は、廃止する。

附 則(昭和46年3月5日島根県警察訓令第5号の2)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和47年4月25日島根県警察訓令第4号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和60年3月18日島根県警察訓令第7号)

1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この訓令改正前に初任教養を終了し、現任補修教養を受けていない者については、改正後においても改正前の訓令第6条、第15条及び第21条を適用する。

附 則(昭和60年11月1日島根県警察訓令第21号)

この訓令は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月9日島根県警察訓令第7号)

この訓令は、昭和62年3月20日から施行する。

附 則(昭和62年6月23日島根県警察訓令第10号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(昭和63年3月1日島根県警察訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成4年5月15日島根県警察訓令第17号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成4年9月14日島根県警察訓令第29号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成8年3月7日島根県警察訓令第5号抄)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成13年3月23日島根県警察訓令第10号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月4日島根県警察訓令第21号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成16年3月19日島根県警察訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日島根県警察訓令第41号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年12月7日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日島根県警察訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和4年2月14日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日島根県警察訓令第30号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表 〔略〕

様式 〔略〕